

「市長への手紙」HP掲載データ（令和6年4月分）

見出し	0604-1 市外での頸がんワクチン接種について
ご意見	<p>①子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種について、市外でも無料で接種できるようにしてほしい。</p> <p>②子宮頸がんワクチン接種の普及啓発を強化するよう、市広報への掲載及び対象者へお知らせを送付してほしい。</p>
回答	<p>①法で定められた定期の予防接種は各市町村が実施主体となっており、各市町村は域内の医療機関と契約して、安全に配慮し責任をもって接種を実施することとなります。</p> <p>子宮頸がんワクチン接種については、キャッチアップ接種の対象者も含め定期の予防接種で実施することとなり、当市では、市内の契約した医療機関において、無料で接種できることとなっております。</p> <p>市内の契約した医療機関で受けることが困難な場合には、岩手県と一般社団法人岩手県医師会の協力のもと実施している「岩手県広域的予防接種事業（広域予防接種パスポート）」により、県内の協力医療機関において無料（負担上限有り）で接種できることとなっております。</p> <p>また、県外及び岩手県広域的予防接種事業の協力医療機関以外で接種する場合には、一度接種費用を全額支払い、市に申請していただいた後に助成額分を支払いする償還払いの対応としております。</p> <p>このことから、ご提言いただいた内容については、当面の実現は難しいですが、個々の医療機関で柔軟に対応できるか協議を行いながら、接種費用の負担が極力生じないよう努めてまいります。</p> <p>②子宮頸がんワクチン接種の普及啓発については、接種対象者に対して、個別に接種勧奨のお知らせを送付している他、市の広報及びホームページで周知啓発を実施してきております。子宮頸がんワクチンを含めた定期の予防接種については、対象者に対し接種勧奨を実施することとなっているため、今後におきましても、他の定期予防接種ワクチンも含めて、接種勧奨及び接種の周知啓発を継続し、感染症から市民の健康を守るため鋭意取り組んでまいります。</p>
担当課	保健推進課 電話：0194-61-3315

「市長への手紙」HP掲載データ（令和6年4月分）

見出し	0604-2 「市民のちかい」の策定について
ご意見	市民全体が同じ方向を見るため、久慈市でも三沢市のように「市民のちかい」を策定してはどうか。
回答	<p>「住みよい郷土を築くため、ここに市民のちかいをたてます」と本文にあるとおり、このちかいを三沢市の皆様で共有し、市民一人ひとりの行動やまちづくりの指針にしているものと思います。</p> <p>当市におきましては、「市民のちかい」ではありませんが、まちづくりの目指す将来像を次のとおり定めています。</p> <p>「子どもたちに誇れる 笑顔日本一のまち 久慈」</p> <p>誰もが住みなれた地域で安心して暮らしを営み、先人たちが築き育んできた歴史や文化に誇りを持ち、次代を担う子どもたちに誇れるまちづくりを市民一体となって進めていく考え方を表現したものです。</p> <p>市民会議において、市民の皆様が相談しながら案を練り、多数の提案をいただき決定したものです。平成28年からの10年間の指針としているものですが、令和8年からの次の10年間は、これまでの理念を踏襲しながら新たなまちづくりの将来像を定めてまいりたいと考えております。</p> <p>新たな久慈市の将来像を定めるにあたっては、市民の皆様の想いを集約し、皆が共感し、市民一人ひとりの行動の指針となるものにしてまいりたいと考えておりますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
担当課	政策推進課 電話：0194-52-2115

「市長への手紙」HP掲載データ（令和6年4月分）

見出し	0604-3 子供会プール利用の際の監視員の配置について
ご意見	<p>1 長内小学校のプールに監視台が必要ではないか。</p> <p>2 夏休みに長内小学校プールでは保護者の当番があり、心肺蘇生の講習を受けている。私服で当番をしている状況であるが、事故があった時の責任についてはどのようになるか？プール当番は知識や技術、資格者のない保護者が行うよりも知識や技術、資格のある方が監視員を務めるべきではないか。</p>
回答	<p>長内小学校プールの運営に対しご提言ありがとうございます。</p> <p>はじめに、長内小学校プールの運営に PTA の皆様が対応していることについてであります。当該プールは学校の授業用に整備したプールで一般に開放をしていない施設でしたが、地域から夏休み期間等に子どもたちのレクリエーション目的で使用したい旨の要望があり、平成7年度から学校の体育館や校庭と同様に学校施設開放事業として使用者の協力のもと運営しておりますことをご理解願います。</p> <p>次に、ご提言の内容についてですが、監視台につきましては広範囲に監視が可能となりますことから、プールの利用開始までに設置することといたしました。</p> <p>万が一の責任の所在についてですが、事故の内容や原因等にもよりますが、市(教育委員会事務局)が企画運営を行う学校施設開放事業でありますことから、運営責任は市となります。</p> <p>PTA 以外の有資格者等監視員の配置についてですが、先に述べましたとおり学校施設開放事業でありますことから、使用者である PTA の皆様からも安全確保のため監視員のご協力をお願いするものであります。</p> <p>しかしながら、体育館や校庭の学校施設開放事業では管理指導員(監視員)を配置しておりませんが、プールという性質上より一層の安全確保が必要であることから、プール施設の開放に当たっては市におきましても監視員を配置しているところであり、この監視員には、他の市民プールの監視員と同様にシーズン前に心肺蘇生など必要な講習の受講を義務付けています。</p>

	<p>また、服装につきましては水着着用を義務としておりませんが、水の中へ入ることを前提とした服装が望ましいことから関係者等と調整をしております。</p> <p>今年度におきましても、PTAの取り組みの一つとして学校施設開放事業(プール利用)を実施する旨を学校を通じて伺っております。安全に子供たちが夏季の遊び場として楽しく過ごすことができるよう、PTAの皆様には運営のご協力をお願いいたします。</p>
担当課	生涯学習課 電話：0194-52-2156